

# 佐賀大学における日本学生支援機構奨学生適格認定実施要領

〔平成26年 3月10日〕  
〔学生委員会制定〕

## (趣旨)

- 1 この要領は、日本学生支援機構の定める奨学生の適格認定に関する施行細則第5条第2項の適格基準の細目に基づき、佐賀大学における適格認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学部)

- 2 認定年度における標準修得単位数は30単位とする。
- 3 「廃止」区分の「(2) 修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者」とは、認定年度における修得単位数が3単位以下の者を指す。
- 4 「警告」区分の「(1) 修得単位数が標準的な修得単位数の1/2程度以下の者」とは、認定年度における修得単位数が15単位以下の者を指す。
- 5 教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、理工学部、農学部の3年次終了時及び医学部の進級判定が実施される年次の終了時においては、3及び4の規定にかかわらず、進級が決定した者を「継続」とする。  
また、医学部医学科の5年次終了時においては、単年度での単位修得がないため、3及び4の規定にかかわらず、「継続」とする。

## (大学院修士課程・博士前期課程・専門職学位課程)

- 6 認定年度における標準修得単位数は、8単位とする。  
但し、専門職学位課程における標準修得単位数は、12単位とする。
- 7 認定年度における単位未修得者は「廃止」とする。
- 8 「警告」区分の「(1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者」とは、認定年度における修得単位数が2単位以下の者とする。

## (大学院博士課程・博士後期課程)

- 9 単位未修得者は「廃止」とする。

## (学部・大学院共通)

- 10 「停止」区分の「学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者」の判定は、本人の申し出に基づき、学生委員会の議を経て、副学長が行う。

## 附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 日本学生支援機構「奨学生適格認定」に係る認定基準(平成19年2月23日学生委員会制定)は、廃止する。  
附 則(平成26年12月2日改正)  
この基準は、平成27年4月1日から実施する。  
附 則(平成27年10月16日改正)  
この基準は、平成27年10月16日から実施する。  
附 則(平成28年2月29日改正)
- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成28年4月1日において現に文化教育学部、教育学研究科及び経済学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。